

人材紹介契約書

本書に掲載される諸条件および裏面の「人材紹介利用規約」に同意し、〇〇（以下甲という）と ユナイテッドワールド株式会社（以下乙という）とは、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、次の通り契約を締結する。

1. 紹介手数料は乙による紹介時から2年以内に候補者が入社した場合、当該候補者が入社した時点で発生する。
ただし、当該候補者の都合により現実の入社に至らなかった場合、これが決定した時点において、紹介手数料は発生しなかったものとして、乙は、受領済みの紹介手数料がある場合はこれを甲に返還する。
2. 乙は、甲に対し、前項に従って発生する紹介手数料を、発生時点から3営業日までに請求書を発行し、甲は当該請求書受領日の属する月の末日までに、指定する口座に振り込んで支払う。なお、支払日が銀行休業日の場合は、その前日とする。振込手数料は甲の負担とする。
3. 乙が紹介した候補者が、採用された後に、候補者の責に帰すべき事由により退職に至った場合（但し、死亡・病気の場合を除く）、乙は受領済みの紹介手数料を、以下の基準に従い甲に返還する。但し、専ら甲の責に帰すべき事由により退職に至った場合は除く。
入社後1ヶ月以内 : 紹介手数料の50%
入社後3ヶ月以内 : 紹介手数料の20%
4. 甲は、乙が紹介した後2年間は、応募者からほかの手段にて再度応募があった場合、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。
5. 理論年収とは、採用決定者の月次給与・所定労働手当の12ヶ月分及び理論上の通年賞与のほか、交通費以外の諸手当、報奨金及び一時金を合計した金額をいいます。なお賞与は賞与算定基準額×前年度賞与支給月数で算出する。ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとする。割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給を含む。
6. 甲は乙が紹介した人材を採用決定した場合、紹介手数料として、採用決定者の理論年収に35%を掛けた金額を乙に支払う。別途消費税も加算するものとする。
7. 応募者とパートタイム、契約社員、委任契約、準委任契約、請負契約、その他これに準ずる契約を締結した場合にも、第1項から第6項を準用する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両者記名捺印の上、甲・乙各1通を保管する。

申込日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(甲) 所在地 : 〇〇
社名 : 〇〇
代表者 : 〇〇
又は代理人 (印)

(乙) 所在地 : 茨城県つくば市並木 2-11-24
社名 : ユナイテッドワールド株式会社
代表者 : 代表取締役 朝日 将 (印)

人材紹介利用規約

1. 業務の内容

- (1) 甲は、乙に対し、必要とする人材の採用のため、人材の紹介を委託し、乙は、これを受託する。
- (2) 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、候補者に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した候補者を甲に紹介する。
- (3) 甲は、乙が前項により紹介した候補者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

2. 資料等の提供

- (1) 甲は乙の要請に従い、業務の遂行に必要な資料及び情報の提供を行うものとする。
- (2) 甲は、候補者の採用を決定した場合、乙に、直ちに当該採用決定の事実及び採用条件を書面、または電子メールにより通知しなければならない。
- (3) 甲は、入社に当たり候補者に交付する労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。なお、甲と候補者との間で別途雇用契約を締結するものとする。

3. 秘密保持

甲及び乙は、本申込みに基づき相手方より開示された秘密情報の一切を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。

- 1 相手方より開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- 2 相手方より開示を受けた後に自らの故意または過失によらず公知となったもの
- 3 相手方より開示を受ける前に自ら知得し、または正当な権利を有する第三者より正当な手段により取得していたもの
- 4 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの

4. 個人情報の保護

甲及び乙は、本契約により相手方より開示された個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」その他同法に関する政省令並びにガイドライン等を遵守し、当該個人情報の適切な保護を図るものとする。

5. 目的外使用の禁止

甲及び乙は、3. 4. 所定の情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約の目的外に使用しないものとする。

6. 直接の接触の禁止

甲は本契約の有効期間中及び有効期間終了後2年間は、乙の書面による事前の承諾を得ることなく、候補者と直接連絡をとることをしない。ただし、候補者の採用を決定した場合はこの限りでない。

7. 契約の解除

甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、書面による通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 監督官庁より営業に関する許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
- 2 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、または支払停止の状態に至ったとき。
- 3 第三者より仮差押え、仮処分、強制執行などを受けたとき。
- 4 破産・民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき
- 5 合併によらず解散の決議をしたとき。

8. 損害賠償

(1) 甲または乙が自己の責に帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合には、相手方はそれにより被った損害の賠償を請求できるものとする。ただし、その額は本契約書に定める紹介手数料の範囲に限定されるものとする。

(2) 前項の規定に関わらず、次の各号に定める違反があった場合、違反者は、法令の規定に従い、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

- ①違反者の故意又は重過失
- ②3. 秘密保持義務違反

9. 権利義務の譲渡禁止

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

10. 疑義の解決

本契約における規定の解釈または規定の無い事項について甲・乙間にて疑義を生じたときは、その都度甲・乙が誠意をもって協議、解決するものとする。

11. 管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

12. 反社会的勢力等の排除

甲及び乙は、本契約締結日および本契約期間中のいずれにおいても、次の各号のいずれにも該当しないことを他の当事者に表明し、保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団等（以下、「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 反社会的勢力と人的、資本的又は経済的に継続的な取引関係又は依存関係にあること。

(3) 自ら又は反社会的勢力を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、不当要求行為、業務妨害行為、違法又は不正な行為を行うこと。

2 甲及び乙は、他の当事者が前項各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、無条件に本契約を直ちに解除することができるものとする。

3 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

4 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

13. 有効期間

契約期間は、申込みから1年間とする。ただし、期間満了1か月前までにいずれからも書面による異議の申し出が無い場合は、有効期限を1カ年延長するものとし、その後も同様とする。